

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土地収用法による事業認定……………（財務局財産運用部管理課）…一
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞（二件）……………（都市整備局住宅政策推進部不動産課）…三
- 救急医療機関の認定及び協力申出の撤回……………（福祉保健局医療政策部救急災害医療課）…三
- 森林法による地域森林計画……………（産業労働局農林水産部森林課）…六
- 森林法による地域森林計画の変更……………（同）…六
- 保安林の皆伐面積の限度……………（同）…七
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…七
- 政治団体の届出……………（同）…九
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………（同）…〇
- 政治団体の解散の届出……………（同）…三
- 資金管理団体の指定の届出……………（同）…四
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………（同）…四

公告

告示

東京都告示第百二十四号

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
 ……（生活文化局都民生活部管理法人課）…五
 ○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
 ……（産業労働局商工部地域産業振興課）…六

●土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年二月一日
東京都知事 小池 百合子

第一 起業者の名称 社会福祉法人長寿村

第二 事業の種類 認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業施設（仮称）東村山翔裕園施設整備事業

第三 起業地

一 取用の部分 東村山市久米川町二丁目地内

二 使用の部分 なし

第四 事業の認定をした理由
 本件申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

一 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、東村山市久米川町二丁目地内の千六百五十三・二〇平方メートルを起業地とする「（仮称）東村山翔裕園施設整備事業」（以下「本事業」という。）である。

業」という。）である。

本事業は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第四号に規定する第二種社会福祉事業である認知症対応型老人共同生活援助事業（定員二十七名）及び複合型サービス福祉事業（登録定員二十五名）を行う施設（以下「本施設」という。）を整備する事業であり、法第三条第二十三号に規定する社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

二 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者である社会福祉法人長寿村（以下「起業者」という。）は、社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人である。

起業者は、本事業の実施について、平成二十八年二月及び同年五月開催の理事会において承認を得ている。本事業に要する財源については、自己資金のほか、借入金及び補助金により、起業者において確保されている。

また、起業者は、同種の施設の運営実績を有し、本事業における人員体制についても、必要な人材確保及び職員配置を行う計画としている。

なお、起業者は、本事業に関し、平成二十七年十二月に東村山市より東村山市地域密着型サービス提供予定事業者に決定されている。東村山市からは、補助金を交付する見込みであることや同市内施設における運営実績等の面から、本事業を遂行するに足る十分な能

力を有している」と認められる旨の意見を得ている。

したがって、起業者は、本事業を遂行する意思と能力を有すると認められ、本事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

三 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

東村山市における高齢者人口は、年々増加しており、高齢化率や後期高齢者の比率も上昇している。

半面、東村山市における認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設（以下「認知症高齢者グループホーム」という。）は、現状でも不足し、今後更なる不足が見込まれており、東村山市が策定した「東村山市地域包括ケア推進計画（平成二十七年～二十九年）」（以下「東村山市計画」という。）においても、地域密着型サービスの整備・充実が掲げられ、認知症高齢者グループホームの整備目標が示されている。

本事業により、東村山市計画において東村山市の中で最も高齢者数が多く、施設が不足していると考えられている中部圏域に認知症高齢者グループホームが整備され、認知症高齢者の地域における共同生活の場を提供することができる。加えて、「通い」、「宿泊」及び「訪問」を組み合わせて継続的にケアをする複合型サービス福祉事業を行う施設を併設することで、要介護者が住み慣れた自宅で生活をする環境も整備される。このように、本事業は、高齢者をはじめとする地域住民が住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境の整備に寄与し、地域の社

会福祉の増進に貢献するものである。

さらに、本事業においては、本施設内で東村山市や民生委員等と連携して研修会や講演会を行うことも計画されており、地域住民への福祉・介護・医療等の情報発信拠点としても、地域社会に貢献するものである。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本事業が動植物等に与える影響については、本事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項及び東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第二条第五号に規定する対象事業の要件には該当しておらず、また、起業地内に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十六条に規定する生息地等保護区に指定されている土地はなく、起業地内において希少野生動植物種は見受けられない。

埋蔵文化財に与える影響については、起業地の一部が、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しているが、起業地南東側のごく一部であり建物建築予定部分には掛かっておらず、東村山市教育委員会からは該当する埋蔵文化財包蔵地を起業地に編入しても差し支えない旨の回答を得ている。

工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響について、起業者は敷地内における建物配置

上の考慮を行うとともに、建築業者等に対して低振動・低騒音の重機の使用要請などを行うこととしている。

施設開設後には、施設利用に伴う生活音のほか、救急車のサイレン音、送迎車両の出入りに伴う音等が発生するが、これらに起因する周辺環境への影響について、起業者は敷地内における建物配置上の考慮や敷地境界付近への緑地の設置等による対応を行うこととしている。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本事業の起業地の選定に当たり、起業者は、地域における立地条件、利用者が生活する場所としての適性、起業地周辺に与える影響等の観点から、候補地三案を選定し、比較及び検討を行っている。

候補地三案を比較すると、申請案は、高齢者が最も多い地域に位置することや同種施設からの距離が離れていることなど効果的な配置であるほか、利用者が生活する場所としての評価の面でも優れている。また、施設開設後に周辺環境に与える影響や、文化財に与える影響等も軽微であることから、申請案が最も合理的であると認められる。

なお、東村山市からは、本事業の実施において起業地が必要な場所であると認められる旨の意見を得ている。

したがって、本事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

四 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

東村山市における認知症高齢者グループホームは、現在不足しており、今後も更なる不足が見込まれている。

東村山市は、東京都により「認知症高齢者グループホーム重点的緊急整備地域」に指定されており、東村山市計画においては、平成二十八年度を認知症高齢者グループホームの整備目標時期としている。

以上のことから、早期に本事業を施行する必要があると認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本施設は、厚生労働省及び東村山市が定めた基準等に準拠し、さらに、起業者が他の施設運営により蓄積してきたノウハウを活用し、起業地の周辺環境等を検証した上で策定した基本方針や東京都及び東村山市の指導等を踏まえた必要最小限の建築面積となっている。

起業地の範囲は、建物の建築面積を踏まえて、建ぺい率のほか、駐車場や緑地に要する面積等を考慮した本事業に要する最小限のものであることから、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使

用の別についても合理的であると認められる。

なお、東村山市からは本施設の規模は適正かつ必要なものであり、起業地面積についても必要性があると認められる旨の意見を得ている。

以上のことから、本事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

五 結論

以上のとおり、本事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

第五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 東村山市役所

●東京都告示第百二十五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十九年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 平成二十九年二月十日 午後一時三〇分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社セントラル不動産

(二) 代表者氏名 代表取締役 岡 哲史

(三) 主たる事務 千代田区神田和泉町一番地三の二所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九八四六一号

(五) 免許年月日 平成二十七年十月二十三日

●東京都告示第百二十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十九年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 平成二十九年二月十日 午後三時三〇分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社ハウス

(二) 代表者氏名 代表取締役 関野 朋子

(三) 主たる事務 渋谷区初台一丁目十番七号所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九七二三三三三

(五) 免許年月日 平成二十六年十一月二十一日

●東京都告示第百二十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により、救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び診療所並びに同申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

平成二十九年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び診療所

名 称	所 在 地	認定期間
東京通信病院	千代田区富士見二丁目十四番二十三号	平成二十九年二月一日から平成三十二年一月三十一日まで
公益社団法人東京都教職員互助会三楽病院	同 区神田駿河台二丁目五番地	同右
学校法人聖路加国際大学聖路加国際病院	中央区明石町九番一号	同右
東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋三丁目十九番十八号	同右
東京都済生会中央病院	同区三田一丁目四番十七号	同右
国家公務員共済組合連合会虎の門病院	同区虎ノ門二丁目二番二号	同右
独立行政法人地域医療機能推進機構東京新宿メディカルセンター	新宿区津久戸町五番一号	同右
国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院	同 区戸山一丁目二番十一号	同右
医療法人社団鉄友会柳町病院	同 区市谷柳町二十五番地	同右
慶應義塾大学病院	同 区信濃町三十五番地	同右
社会福祉法人聖母会聖母病院	同 区中落合二丁目五番一号	同右

東京健生病院	文京区大塚四丁目三番八号	同右
日本医科大学付属病院	同 区千駄木一丁目一番五号	同右
医療法人社団大坪会東都文京病院	同 区湯島三丁目五番七号	同右
滝口外科胃腸科整形外科	台東区寿三丁目二番七号	同右
公益財団法人ライフ・エクステンション研究所付属永寿総合病院	同 区東上野二丁目二十三番十六号	同右
医療法人社団全仁会上野病院	同 区東上野三丁目二十三番四号	同右
医療法人社団隆靖会墨田中央病院	墨田区京島三丁目六十七番一号	同右
社会医療法人社団順江会江東病院	江東区大島六丁目八番五号	同右
医療法人社団藤崎病院	同 区南砂一丁目二番十五番十一号	同右
医療法人社団恵信会友仁病院	同 区亀戸二丁目四十一番一号	同右
社会福祉法人あそか会あそか病院	同 区住吉一丁目十番八番一号	同右
公益財団法人河野臨牀医学研究所附属第三北品川病院	品川区北品川三丁目三番七号	同右
昭和大学病院	同 区旗の台一丁目五番八号	同右
国家公務員共済組合連合会三宿病院	目黒区上目黒五丁目三十三番十二号	同右
医療法人社団董会目黒病院	同 区中央町二丁目十二番六号	同右
東邦大学医療セン	同 区大橋二丁目十番十号	同右

タ1大橋病院	七番六号	同右
総合病院厚生中央病院	同 区三田一丁目十番七号	同右
本田病院	同 区柿の木坂一丁目三十番五号	同右
東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西六丁目十一番一号	同右
医療法人財団安田病院	同 区大森北一丁目十一番十八号	同右
社会医療法人財団仁医会牧田総合病院	同 区大森北一丁目三十四番六号	同右
医療法人社団松井病院	大田区池上二丁目七番十号	同右
東京急行電鉄株式会社東急病院	同 区北千束三丁目二十七番二号	同右
医療法人社団渡辺病院	同 区羽田一丁目五番十六号	同右
一般財団法人平和協会駒沢病院	世田谷区駒沢二丁目二番十五号	同右
医療法人社団さくら会世田谷中央病院	同 区世田谷一丁目三十二番十八号	同右
医療法人社団大坪会三軒茶屋病院	同 区三軒茶屋一丁目二十一番五号	同右
公益財団法人日産厚生会玉川病院	同 区瀬田四丁目八番一号	同右
医療法人社団緑真会世田谷下田総合病院	同 区南烏山四丁目九番二十三号	同右
クロス病院	渋谷区幡ヶ谷二丁目十八番二十号	同右
医療法人内藤病院	同 区初台一丁目三十五番十号	同右

東京都立広尾病院	同 区恵比寿二丁目 三十四番十号	同右	東京都健康長寿医療センター	二 号	同右
医療法人財団東京勤労者医療会代々木病院	同 区千駄ヶ谷二丁目三十番七号	同右	日本大学医学部附属板橋病院	同 区大谷口上町三 十番一号	同右
一般財団法人自警会東京警察病院	中野区中野四丁目二 十二番一号	同右	一般財団法人精神医学研究所附属東京武蔵野病院	同 区小茂根四丁目 十一番十一号	同右
東京医療生活協同組合新渡戸記念中野総合病院	同 区中央四丁目五 十九番十六号	同右	医療法人財団昭成会田崎病院	同 区山西町五番 三号	同右
社会福祉法人浄風園中野江古田病院	同 区江古田四丁目 十九番九号	同右	医療法人財団朔望会常盤台外科病院	同 区常盤台二丁目 二十五番二十号	同右
医療法人社団君真光寺田病院	杉並区宮前五丁目十 八番十六号	同右	医療法人社団慈誠会上板橋病院	同 区常盤台四丁目 三十六番九号	同右
河北総合病院	同 区阿佐谷北一丁 目七番三号	同右	医療法人社団誠志会誠志会病院	同 区坂下一丁目四 十番二号	同右
大同病院	豊島区高田三丁目二 十二番八号	同右	医療法人財団健康文化会小豆沢病院	同 区小豆沢一丁目 六番八号	同右
医療法人社団日心会総合病院一心病院	同 区北大塚一丁目 十八番七号	同右	医療法人社団明芳会板橋中央総合病院	同 区小豆沢二丁目 十二番七号	同右
医療法人社団東弘会山川病院	同 区南大塚三丁目 九番十一号	同右	医療法人社団田島厚生会舟渡病院	同 区舟渡二丁目十 九番十二号	同右
医療法人社団生全会池袋病院	同 区東池袋三丁目 五番四号	同右	公益財団法人東京都医療保健協会練馬総合病院	練馬区旭丘一丁目二 十四番一号	同右
社会医療法人社団大成会長汐病院	同 区池袋一丁目五 番八号	同右	医療法人社団千秋会田中脳神経外科病院	同 区関町南三丁目 九番二十三号	同右
医療法人社団田島厚生会神谷病院	北区神谷一丁目二十 七番十四号	同右	医療法人社団久保田産婦人科病院	同 区東大泉三丁目 二十九番十号	同右
社会医療法人社団一成会木村病院	荒川区町屋二丁目三 番七号	同右	大泉生協病院	同 区東大泉六丁目 三番三号	同右
東京女子医科大学東医療センター	同 区西尾久二丁目 一番十号	同右	医療法人社団哲仁会井口病院	足立区千住二丁目十 九番地	同右
地方独立行政法人	板橋区栄町三十五番	同右			
医療法人社団俊和会寺田病院	同 区扇一丁目二十 番十二号	同右	博慈会記念総合病院	同 区鹿浜五丁目十 一番一号	同右
医療法人社団同愛会病院	同 区松島一丁目 四十二番二十一号	同右	西新井ハートセンタール病院	同 区西新井本町一 丁目十二番八号	同右
一般財団法人仁和会総合病院	同 区王子市明神町四 丁目八番一号	同右	社会医療法人社団昭愛会水野記念病院	同 区西新井六丁目 三十二番十号	同右
東京医科大学八王子医療センター	同 区市館町千百六 十三番地	同右	社会医療法人社団慈生会等潤病院	同 区一ツ家四丁目 三番地四号	同右
医療法人社団八王子会高月整形外科病院	同 区高月町三百 六十番地	同右	医療法人社団東京朝日会あさひ病院	同 区平野一丁目二 番三号	同右
医療法人社団KN I北原国際病院	同 区市大和田町一 丁目七番二十三号	同右	医療法人社団明芳会新葛飾病院	葛飾区堀切三丁目二 十六番五号	同右
みなみ野循環器病院	同 区市兵衛一丁目 二十五番一号	同右	社会医療法人社団光仁会第一病院	同 区東金町四丁目 二番十号	同右
			医療法人財団謙仁会亀有病院	同 区亀有三丁目三 十六番三号	同右
			医療法人社団福仁会小松川病院	江戸川区中央一丁目 一番十五号	同右

医療法人社団幸福会多摩丘陵病院	町田市下小山田町千四百九十一番地	同右
日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山一丁目七番地一	同右
稲城市立病院	稲城市大丸千七百七十一番地	同右
医療法人財団立川中央病院	立川市柴崎町二丁目十七番十四号	同右
立川相互病院	同 市緑町四番一号	同右
社会医療法人財団大和会東大和病院	東大和市南街一丁目十三番地の十二	同右
医療法人社団慈敬会府中医王病院	府中市晴見町一丁目二十番地	同右
医療法人社団喜平会奥島病院	同 市美好町一丁目二十二番地	同右
医療法人社団恵仁会府中恵仁会病院	同 市住吉町五丁目二十一番地一	同右
医療法人社団桐光会調布病院	調布市下石原三丁目四十五番地一	同右
医療法人社団大坪会北多摩病院	同 市調布ヶ丘四丁目一番一号	同右
東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市和泉本町四丁目十一番一号	同右
医療法人社団順聖会吉方病院	武蔵野市中町二丁目二番地四号	同右
医療法人財団慈生会野村病院	三鷹市下連雀八丁目三番六号	同右
杏林大学医学部付属病院	同 市新川六丁目二番二号	同右
医療法人社団永寿会三鷹中央病院	同 市上連雀五丁目二十三番十号	同右
社会福祉法人多摩済生医療団多摩済	小平市美園町三丁目十一番一号	同右

生病院	同 市学園西町一丁目二番二十五号	同右
医療法人社団青葉会一橋病院	同 市芝久保町二丁目四番十九号	同右
医療法人社団時正会佐々総合病院	同 市緑町三丁目六番一号	同右
医療法人財団緑秀会田無病院	同 市芝久保町二丁目四番十九号	同右
医療法人社団東光会西東京中央総合病院	同 市芝久保町二丁目四番十九号	同右
緑風荘病院	東村山市萩山町三丁目三十一番地一	同右
特定医療法人社団愛有会久米川病院	同 所三番地十	同右
医療法人財団織本病院	清瀬市旭が丘一丁目二百六十一番地	同右
医療法人社団雅会山本病院	同 市野塩一丁目三百二十八番地	同右
医療法人社団好仁会滝山病院	東久留米市滝山四丁目一番十八号	同右
二 救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した病院及び診療所		
名 称	所在地	撤回年月日
寺田病院	杉並区宮前五丁目十八番十六号	平成二十九年一月三十一日
みなみ野ハートクリニック	八王子市兵衛一丁目二十五番一号	同右
立川相互病院	立川市錦町一丁目十番十五号	同右

十四号。以下「一部改正法」という。）附則第二条第二項の規定によりその例によることとされた一部改正法による改正後の森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号。以下「新森林法」という。）第五条第一項の規定に基づき、伊豆諸島地域森林計画を定めたので、一部改正法附則第二条第二項の規定によりその例によることとされた新森林法第六条第七項の規定により次のとおり公表する。

平成二十九年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

（「次のとおり」は、省略し、伊豆諸島地域森林計画書を東京都産業労働局農林水産部森林課、東京都大島支庁産業課、東京都三宅支庁産業課、東京都八丈支庁産業課及び東京都小笠原支庁産業課に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第二百二十九号

森林法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十四号。以下「一部改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりその例によることとされた一部改正法による改正後の森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号。以下「新森林法」という。）第五条第五項の規定に基づき多摩地域森林計画を変更したので、一部改正法附則第二条第一項の規定によりその例によることとされた新森林法第六条第七項の規定により次のとおり公表する。

なお、この計画の変更は、平成二十九年四月一日から効力を生ずるものとする。

平成二十九年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

（「次のとおり」は、省略し、多摩地域森林計画書を東京

都産業労働局農林水産部森林課及び東京都森林事務所保全課に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第百三十号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十九年年度に伐採することができる保安林の皆伐面積の限度を、次のとおり公表する。

平成二十九年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

保安林の種類 単位 同一単位とされる区域 皆伐面積の限度(ヘクタール)

水源かん養保安林 多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 六三四・三六

秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 二六〇・三〇

浅川 八王子市の区域 八五・七五

計 九八〇・四一

土砂流出防備保安林 多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 五一・二〇

秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 一六・五〇

浅川 八王子市及び町田市区域 九・七七

大島 神津島村の区域 〇・五〇

八丈島 八丈町の区域 八一・五四

干害防備保安林 計 一五九・五一
秋川 西多摩郡檜原村の区域 〇・七八
大島 大島町の区域 一・八六
八丈島 八丈町の区域 〇・四〇
小笠原 小笠原村の区域 八六・八八
諸島 八九・九二

保健保安林 多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 一六・三八
秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 二〇・四〇

浅川 八王子市及び町田市区域 一〇・五二

小笠原 小笠原村の区域 一九六・〇〇

諸島 二四三・三〇

計 二四三・三〇

●東京都告示第百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年二月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 長浜多幸

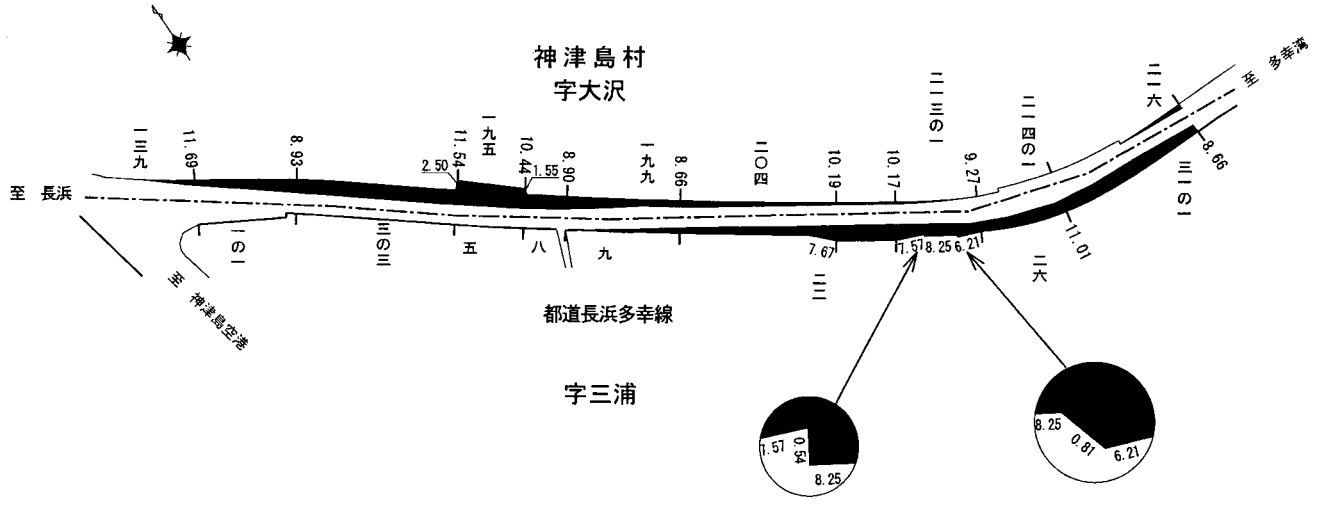
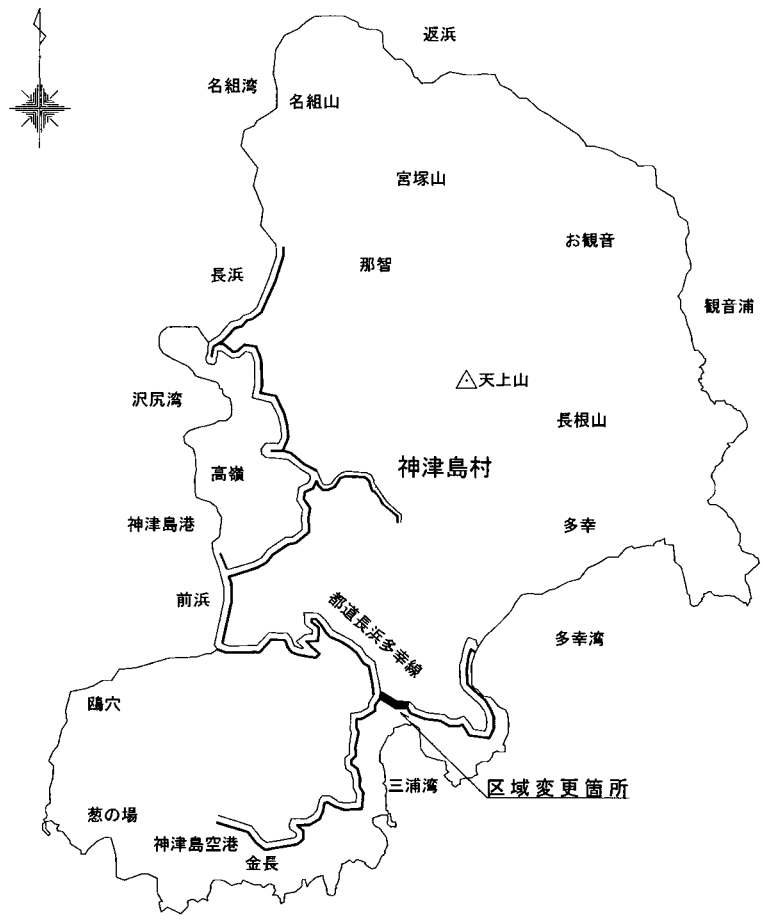
二 変更の区間 神津島村字大沢百三十九番地内から同村字三浦三十一番一地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道長浜多幸線区域変更略図
神津島村字大沢、字三浦

編入区域
 都道
 村道
 延長 二八・〇八メートル
 面積 一、〇二・七九平方メートル



告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。)第六条第一項(法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があつたので、法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年二月一日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党東京都千代田区第七支部	河合 良郎	中村 かおる	千代田区飯田橋1-3-4	H28. 8. 16	○
自由民主党東京都千代田区第十九支部	高澤 秀行	新井 清司	千代田区三崎町2-15-12	H28. 8. 26	○
自由民主党東京都千代田区第二十四支部	早尾 恭一	鈴木 徳宏	千代田区神田和泉町1-4-7	H28. 8. 8	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
吉井としみつ後援会	吉井 利光	吉井 利光	豊島区南大塚3-40-2	H28. 8. 12	衆議院議員	吉井 利光、 衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
小金井あしたの会	稲葉 孝彦	青木 清太郎	小金井市前原町3-38-20	H28. 8. 3
都民とともに進む会	尾崎 大介	大西 智	調布市布田2-30-4	H28. 8. 3
中島よしきを応援する会	中嶋 良樹	中嶋 良樹	日野市東豊田1-20-5	H28. 8. 9

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党東京都医療会支部	尾崎 治夫	主たる事務所の所在地	千代田区神田駿河台2-5	千代田区一ツ橋1-2-2	H28. 6. 6
自由民主党東京都参議院選挙区第五支部	朝日 健太郎	主たる事務所の所在地	中央区新川1-1-7	渋谷区神宮前6-5-6	H28. 8. 1
自由民主党東京都第十選挙区支部	小池 百合子	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	H28. 7. 14
自由民主党東京都ときわ会支部	鈴木 徹也	会計責任者の氏名	大橋 光雄	遠山 国夫	H28. 8. 22
自由民主党豊島総支部	若狭 勝	代表者の氏名	若狭 勝	小池 百合子	H28. 8. 1
		会計責任者の氏名	佐藤 彰	水田 昌宏	H28. 8. 4
自由民主党日の出総支部	加藤 光徳	主たる事務所の所在地	西多摩郡日の出町平井1964-1	西多摩郡日の出町平井4015	H28. 5. 22
		代表者の氏名	加藤 光徳	東 亨	H28. 5. 22
		会計責任者の氏名	東 玉喜	平野 隆史	H28. 5. 22
日本維新の会衆議院東京都第14選挙区支部	木村 剛司	政治団体の名称	日本維新の会衆議院東京都第14選挙区支部	おおさか維新の会衆議院東京都第14選挙区支部	H28. 8. 23
日本維新の会衆議院東京都第15選挙区支部	見山 伸路	政治団体の名称	日本維新の会衆議院東京都第15選挙区支部	おおさか維新の会衆議院東京都第15選挙区支部	H28. 8. 23
日本維新の会衆議院東京都第16選挙区支部	中津川 博郷	政治団体の名称	日本維新の会衆議院東京都第16選挙区支部	おおさか維新の会衆議院東京都第16選挙区支部	H28. 8. 23
日本維新の会衆議院東京都第22選挙区支部	鹿野 晃	政治団体の名称	日本維新の会衆議院東京都第22選挙区支部	おおさか維新の会衆議院東京都第22選挙区支部	H28. 8. 23
日本維新の会衆議院東京都第23選挙区支部	伊藤 俊輔	政治団体の名称	日本維新の会衆議院東京都第23選挙区支部	おおさか維新の会衆議院東京都第23選挙区支部	H28. 8. 23
民進党東京都足立区支部	大西 智	政治団体の名称	民進党東京都足立区支部	民主党東京都足立区支部	H28. 8. 4
民進党東京都荒川区支部	竹内 明浩	政治団体の名称	民進党東京都荒川区支部	民主党東京都荒川区支部	H28. 8. 18
民進党東京都北区支部	大畑 修	政治団体の名称	民進党東京都北区支部	民主党東京都北区支部	H28. 8. 4
民進党東京都国分寺市支部	及川 妙子	政治団体の名称	民進党東京都国分寺市支部	民主党東京都国分寺市支部	H28. 8. 4
民進党東京都小平市支部	齋藤 敦	政治団体の名称	民進党東京都小平市支部	民主党東京都小平市支部	H28. 8. 18
民進党東京都参議院選挙区第3総支部	村田 蓮舫	会計責任者の氏名	鈴木 綾子	石橋 尚樹	H28. 8. 25
民進党東京都第10区総支部	鈴木 庸介	会計責任者の氏名	高木 敏行	大谷 洋子	H28. 8. 5
民進党東京都台東区支部	中山 寛進	政治団体の名称	民進党東京都台東区支部	民主党東京都台東区支部	H28. 8. 1
民進党東京都立川市支部	酒井 大史	政治団体の名称	民進党東京都立川市支部	民主党東京都立川市支部	H28. 8. 18

●東京都選挙管理委員会告示第十六号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)。以下

「法」という。(第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年二月一日

東京都選挙管理委員会

民進党東京都練馬区支部	浅野 克彦	政治団体の名称	民進党東京都練馬区支部	民主党東京都練馬区支部	H28. 8. 4
民進党東京都八王子市支部	伊藤 忠之	政治団体の名称	民進党東京都八王子市支部	民主党東京都八王子市支部	H28. 8. 4
民進党東京都東久留米市支部	山下 太郎	政治団体の名称	民進党東京都東久留米市支部	民主党東京都東久留米市支部	H28. 8. 4
民進党東京都日野市支部	新井 智陽	政治団体の名称	民進党東京都日野市支部	民主党東京都日野市支部	H28. 8. 18
民進党東京都府中市支部	小山 有彦	政治団体の名称	民進党東京都府中市支部	民主党東京都府中市支部	H28. 8. 4
		会計責任者の氏名	石川 武	丸山 初来	H28. 8. 4
民進党東京都文京区支部	渡辺 雅史	政治団体の名称	民進党東京都文京区支部	民主党東京都文京区支部	H28. 8. 4
民進党東京都三鷹市支部	中村 洋	政治団体の名称	民進党東京都三鷹市支部	民主党東京都三鷹市支部	H28. 8. 18
民進党東京都武蔵野市支部	深澤 達也	政治団体の名称	民進党東京都武蔵野市支部	民主党東京都武蔵野市支部	H28. 8. 4

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
昭島市医師政治連盟	八尾 雅章	代表者の氏名	八尾 雅章	腰塚 誠二	H28. 6. 24
		会計責任者の氏名	山川 博生	大田 真也	H28. 6. 24
朝日けんたろう後援会	朝日 健太郎	主たる事務所の所在地	千代田区永田町 2-1-1	渋谷区神宮前 6-5-6	H28. 8. 1
樹会	原田 祐一郎	主たる事務所の所在地	中野区江原町 1-10-11	港区西新橋 1-19-6	H28. 8. 3
		代表者の氏名	原田 祐一郎	尾林 達成	H28. 8. 3
		会計責任者の氏名	原田 祐一郎	尾林 達成	H28. 8. 3
奥住まさひと後援会	大塚 政雄	主たる事務所の所在地	日野市落川 611-2	日野市落川 2108-1	H28. 8. 16
葛飾・生活者ネットワーク	渋谷 恵美子	代表者の氏名	渋谷 恵美子	木下 ひろみ	H28. 8. 20
恵政会	前川 恵	主たる事務所の所在地	千代田区永田町 2-1-2	渋谷区千駄ヶ谷 1-8-11	H28. 3. 18
江伸会	山口 良典	代表者の氏名	山口 良典	見山 伸路	H28. 7. 31
		会計責任者の氏名	山口 良典	見山 伸路	H28. 7. 31
江東維新の会	山口 良典	代表者の氏名	山口 良典	見山 伸路	H28. 7. 31
		会計責任者の氏名	山口 良典	見山 伸路	H28. 7. 31

澤井慧後援会	澤井 慧	主たる事務所の所在地	調布市富士見町1-9-31	調布市布田1-1-1	H28. 8. 19
渋谷区歯科医政連盟	長田 博史	主たる事務所の所在地	渋谷区渋谷2-11-1	渋谷区桜丘町10-6	H28. 8. 12
		代表者の氏名	長田 博史	野元 義文	H28. 8. 12
		会計責任者の氏名	鈴木 洋一	番田 秀司	H28. 8. 12
チーム鈴木ようすけ	鈴木 庸介	会計責任者の氏名	高木 敏行	加藤 義直	H28. 8. 5
東京都医師政治連盟	尾崎 治夫	主たる事務所の所在地	千代田区神田駿河台2-5	千代田区一ツ橋1-2-2	H28. 6. 6
都議会自由民主党	高木 啓	主たる事務所の所在地	北区王子本町1-14-9	江戸川区東葛西1-37-24	H28. 8. 1
		代表者の氏名	高木 啓	宇田川 聡史	H28. 8. 1
		会計責任者の氏名	發地 易隆	和泉 武彦	H28. 8. 1
21世紀の情報通信を考える会	小川 芳昭	代表者の氏名	小川 芳昭	林 博道	H28. 8. 1
日本第一党	高田 誠	政治団体の名称	日本第一党	都政を国民の手に取り戻す会	H28. 8. 29
前川あきお後援会	前川 耀男	主たる事務所の所在地	練馬区光が丘7-6-14	練馬区光が丘3-3-3	H28. 8. 8
山森寛之後援会	山森 寛之	政治団体の名称	山森寛之後援会	山森ひろゆき後援会	H28. 8. 25
		代表者の氏名	山森 寛之	竹越 利之	H28. 8. 25
		会計責任者の氏名	工藤 育代	山森 明美	H28. 8. 25
蓮舫後援会	村田 蓮舫	会計責任者の氏名	鈴木 綾子	石橋 尚樹	H28. 8. 25

備考 従来、東京都選挙管理委員会に届出がされていた日本第一党は、総務大臣に届出すべき政治団体になったものである。

●東京都選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年二月一日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
日本のことを大切にする党衆議院東京都第十二支部	田母神 俊雄	H28. 7. 31

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
秋元かおると目黒みんなの会	秋元 馨	H28. 8. 15
佐藤まさたか後援会	関 健治	H28. 7. 31
中島よしきを応援する会	中嶋 良樹	H28. 8. 9
無所属フォーラム	中嶋 良樹	H28. 8. 9

●東京都選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九
九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
等を次のとおり公表する。

平成二十九年二月一日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者(代表者) の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
吉井 利光	衆議院議員	吉井としみつ後援会	豊島区南大塚3-40-2	H28. 8. 11

●東京都選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十
九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定
により、次のとおり公表する。

平成二十九年二月一日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
朝日 健太郎	朝日けんたろう後援会	主たる事務所 の所在地	千代田区永田町2-1-1	渋谷区神宮前6-5-6	H28. 8. 1
澤井 慧	澤井慧後援会	主たる事務所 の所在地	調布市富士見町1-9-31	調布市布田1-1-1	H28. 8. 19
高田 誠	日本第一党	政治団体の 名称	日本第一党	都政を国民の手に取り戻す会	H28. 8. 29
前川 耀男	前川あきお後援会	主たる事務所 の所在地	練馬区光が丘7-6-14	練馬区光が丘3-3-3	H28. 8. 8
前川 恵	恵政会	主たる事務所 の所在地	千代田区永田町2-1-2	渋谷区千駄ヶ谷1-8-11	H28. 3. 18

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域医療の連携を進める会

三 代表者の氏名

関根 眞一

四 主たる事務所の所在地

東京都板橋区中板橋十二番三ー六〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民が治療内容の詳細を知ることが難しい、安全で安心できる歯科医院を求めていることに
対し、歯科医師とそのスタッフが、「患者の安全・安心」を最重要課題として取り組んでいる歯科医院を中心に、地域ごとの歯科界の発展を目指すものである。
この法人は、主たる会員として歯科医院で働く者も

とより、患者である一般市民、歯科医院協力病院、社会福祉協議会、歯科業界関連会社、歯科大学教員、法律家、メディア業界、出版界、金融機関によるコラボレーションの団体とする。

関係各所と自由な意見交換等を行い、歯科医院の活性のために、患者の声を真摯に聞き、健全な歯科医院の情報共有するとともに、医療業務を執行するうえで改革の必要性を感じるものは、行政を含む関連機関に提言し、市民生活、併せて、歯科医院に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十九年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称)世田谷若林店舗

二 店舗所在地 世田谷区若林三丁目百五番三ほか

三 設置者名 合同会社アセツブレイン

四 意見書

ア 提出者及び住所 団体 世田谷区

イ 概要

- (ア) 二十四時間営業を自粛すること。
- (イ) 若林三丁目の生活道路に來客車両を進入させないこと。

ウ 收受日

(ウ) 店舗周辺における違法駐車・違法駐輪、ごみのポイ捨てへの対策を講じること。
平成二十九年一月十六日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十九年二月一日から同年三月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 五〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

